

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和8年1月7日

長崎県長崎振興局長 有吉 佳代子

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入件名及び数量

長崎県長崎振興局所管大浜・金水トンネル施設で使用する電力

予定契約電力 36 kW

予定使用電力量 149, 100 kWh

(2) 仕様等

仕様書のとおり

(3) 使用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 需要場所

大浜・金水トンネル（仕様書のとおり）

(5) 入札の方法

ア 入札書に記載する金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、入札説明書にて提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総額（電気料金総額）を入札金額とすること。併せて、この算出の内訳となる電気料金総額内訳書を別途で添付すること。

※入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は考慮しないこととする。

イ 落札の決定は、入札書に記載した電気料金総額によって行う。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札書は直接又は郵送により提出すること。この場合、代理人による入札は認められないこと。

オ 入札執行回数は1回を限度とする。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

- (2) 令第167条の4 第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用者若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県が発注する電力調達の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成26年長崎県告示第55号）に定める入札参加資格を得ていること。
- (4) 11の開札日までの間において、長崎県電力の調達に係る環境配慮方針（令和7年10月24日改定）に基づく資格を得ていること。
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づく小売電気事業者としての登録を受けている者であること。
- (6) この公告の日から11の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (7) この公告の日から11の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

- (1) 前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
(住所) 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号
(名称) 長崎県総務部管財課
(電話) 095-894-3000
(提出期限) 令和8年1月23日17時00分
- (2) 前記2の(4)に掲げる資格を得ていない者で入札を希望するものは、「長崎県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

報告書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
(住所) 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号
(名称) 長崎県県民生活環境部地域環境課
(電話) 095-895-2512
(提出期限) 令和8年1月23日17時00分

4 入札参加条件

次の条件をすべて満たしている者

- (1) 2の入札参加資格を有するものであること。
- (2) 当該使用期間における需要場所の電力需要に対して電力を供給できる者であること。

5 当該業務契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) 〒852-8134 長崎県長崎市大橋町11番1号
(名称) 長崎県長崎振興局管理部総務課
(電話) 095-844-2181

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

(期間) この公告の日から令和8年1月23日までの間（県の休日を除く。）

(場所) 5の部局等とする。長崎県長崎振興局のホームページ上にも掲載する。

8 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書（長崎県に届出済の印影が押印されているものに限る。）を提出すること。

(住所) 〒852-8134 長崎県長崎市大橋町11番1号

(名称) 長崎県長崎振興局管理部総務課

(電話) 095-844-2181

(提出期限) 令和8年1月23日17時00分

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受付期限等

(1)提出場所 長崎県長崎振興局管理部総務課

(2)受付期限 令和8年2月5日17時00分

(3)提出方法

直接又は郵便（一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便など受取人が郵便物を受け取った記録が残る郵便により受付期限までに必着のこと）で提出すること。

悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵便遅延が発生した場合、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。

11 開札の日時及び場所

(日時) 令和8年2月6日 10時30分

(場所) 長崎県長崎市大橋町11番1号 長崎振興局2階入札室（A会議室）

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局等に確認すること。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項

に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

13 代理人が開札に立ち会う場合の委任状の提出

代理人が開札に立ち会う場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は開札に立ち会うことができない。

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合を含む。）。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき（電気料金総額と電気料金総額内訳書に記載した単価・金額が整合しない場合を含む。）。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (15) 代理人が入札したとき。
- (16) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (17) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (18) 内封筒に購入件名の記載がないとき。
- (19) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。
- (20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

15 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち

開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

16 その他

- (1) この調達契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。
- (2) 契約書の作成をする。
- (3) この調達契約は、単価契約とする。
- (4) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。